

Wide Information
お知らせワイド版

低所得世帯への給付金、定額減税補足給付金を支給します

対象のかたに「支給のお知らせ」か「支給要件確認書」を7月に送付しています。

返送は不要です

必要事項を記入し、返送してください

令和6年度
新たな低所得世帯向けの給付金

対象 令和6年度の住民税が非課税か、均等割のみ課税されている世帯の世帯主
※令和5年度の住民税非課税世帯か、均等割のみ課税世帯として給付金の対象であった世帯は、今回は対象外

内容 1世帯あたり10万円

締め切り 10月31日[㊦]

その他 18歳以下の子ども1人につき5万円加算します。別世帯に扶養している子どもがいるか、10月31日までに新生児が生まれた世帯の世帯主も対象となる可能性があります。

詳しくはこちら▶



定額減税補足給付金（調整給付）

対象 令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税の対象者のうち、減税しきれないと見込まれるかた

締め切り 10月31日[㊦]

その他 給付金額の算定方法など詳しくは市ホームページで。

詳しくはこちら▶



令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の
手続きをお忘れなく

住民税均等割のみ課税世帯および低所得世帯の子育て世帯に給付金を支給しています。対象者には3月に「支給のお知らせ」か、「支給要件確認書」を送付しています。

支給要件確認書が届いているかたは、8月31日[㊦]までに返送してください。

※令和5年度分の住民税が非課税または均等割のみ課税である世帯のうち、別世帯に扶養している子どもや8月31日までに生まれた新生児がいる場合は、支給対象となる可能性がありますので連絡してください。

締め切り
8月31日[㊦]



▶詳しくはこちら

臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-095033

平日 午前8時45分～午後5時30分